

第3次御前崎市総合計画策定支援業務委託に係るプロポーザル審査要領

「第3次御前崎市総合計画策定支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が、第3次御前崎市総合計画策定支援業務委託の事業者を選定するにあたり、その審査に関する事項を次のとおり定める。

1. 事業者の選定方法

事業者の選定は、プロポーザル方式による総合評価とする。

2. 審査方法

本事業に参加する事業者から提出された提案書、見積書及び関係書類を別紙「第3次御前崎市総合計画策定支援業務事業者審査基準表」の項目に基づいて審査委員会が審査する。

3. 事業者の選定

- (1) 審査委員が審査項目ごとに評価採点したものを合算し、最高点を獲得した提案者を本業務の事業者として決定する。
- (2) 各項目の評価は、5段階評価で次の基準により行う。
 - 非常に優れた提案 5点
 - 優れた提案 4点
 - 標準的な提案 3点
 - 標準より劣る提案 2点
 - 劣る提案 1点
- (3) 最高点が複数あった場合は、審査委員が協議により決定する。

4. 審査が無効になる場合

- (1) 事業見積書に記載された金額が予算額を超える場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

5. 審査委員会の構成

審査委員会は、次のメンバーで構成する。

- (1) 副市長、政策監、総務部長、企画政策課長及び総務部長が推薦した課長級職員1名の計5名

6. 審査結果の周知及び選考に関する問い合わせ

- (1) 審査結果は、提案者全員に電子メール及び書面にて通知する。
- (2) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。